

大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会 傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、会長の許可を得て、係員の指示に従い、会場に入場してください。

傍聴の申込手続は先着順で行うので、定員になり次第、申込手続を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 公然と意見を表明する等、会議を妨害しないこと。
- (2) 許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- (3) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反し、注意を受けてもなお、これを改めないときは、退場していただきます。